

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三一九号）第十九条及び車両制限令（昭和三十六年政令第二六五号）第三条第一項第二号イの規定によつて、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に應じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十日

広島高速道路公社理事長 高 井 巖

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する道路の区間	指定する期日
広島市道広島南道路 （広島高速三号線）	広島市中区光南四丁目八九一番六四 地先から広島市西区観音新町四丁目 二八七六番一地先まで	平成二十六年三月三日